

四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町大正生活支援住宅条例 平成18年 3 月20日条例第76号</p> <p>改正</p> <p>平成18年 7 月 3 日条例第216号 平成19年 9 月21日条例第33号 平成26年 2 月13日条例第 2 号</p> <p>四万十町大正生活支援住宅条例</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、四万十町大正生活支援住宅（以下「支援住宅」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 高齢者等 おおむね65歳以上の者をいう。</u></p> <p><u>(2) 指定管理者 支援住宅の管理を行わせるために町が指定する者をいう。</u></p> <p><u>(3) ショートステイ 30日を超えない短期間の入居をいう。</u></p>	<p>○四万十町大正生活支援住宅条例 平成18年 3 月20日条例第76号</p> <p>改正</p> <p>平成18年 7 月 3 日条例第216号 平成19年 9 月21日条例第33号 平成26年 2 月13日条例第 2 号</p> <p>四万十町大正生活支援住宅条例</p>

(目的)

第3条 在宅生活が困難又は不安となった高齢者等に対し、少人数のグループ生活で家庭に近い環境の住宅をもって、住み慣れた地域で健康的な生活が送れるように支援し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第4条 支援住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四万十町大正生活支援住宅 青空	四万十町大正190番地1

(管理の代行)

第5条 施設の管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年四万十町条例第52号)に定める手続により行うものとする。

(指定管理者が行う業務)

(設置)

第1条 高齢者等で、在宅生活に不安がある者に対し各種サービスを提供し、少人数のグループ生活で家庭に近い生活環境を提供することにより、住み慣れた地域で健康的な生活が送れるように支援し、高齢者等の福祉の増進を図るため、四万十町大正生活支援住宅(以下「支援住宅」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 支援住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四万十町大正生活支援住宅 青空	四万十町大正190番地1

(管理及び運営)

第3条 支援住宅は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。

2 町長は、支援住宅の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であって町が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

3 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年四万十町条例第52号)に定める手続により行うものとする。

(指定管理者が行う業務)

<p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 支援住宅の <u>(削除)</u> 維持管理に関する業務</p> <p>(2) 支援住宅の運営に関する業務</p> <p>(3) <u>その他町長が必要と認めた業務</u></p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p>(入居対象者)</p> <p>第7条 支援住宅の入居対象者は、四万十町に住所を有する <u>高齢者等世帯の者のうち、入居申請時点において非課税世帯若しくは生活保護受給者であり、かつ</u> 次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護保険における要支援又は要介護1若しくは要介護2の認定者で在宅生活に不安がある者</p> <p><u>(2) (削除)</u></p> <p>(2) 特に町長が必要と認める者</p> <p><u>(ショートステイ対象者)</u></p> <p>第8条 <u>支援住宅のショートステイ対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>四万十町に住所を有する高齢者等のうち、一時的に在宅生活が困難な者</u></p> <p>(2) <u>特に町長が必要と認める者</u></p>	<p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 支援住宅の <u>設備及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(2) 支援住宅の運営に関する業務</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)等の関係法令及び事業に伴う指定基準を遵守するとともに、町長の指示した事項に留意し、常に支援住宅の適正な管理を行わなければならない。</u></p> <p>(入所対象者)</p> <p>第5条 支援住宅の入所対象者は、四万十町に住所を有する <u>独居世帯、高齢者世帯等</u> で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護保険における要支援又は要介護1若しくは要介護2の認定者で在宅生活に不安がある者</p> <p>(2) <u>ショートステイ利用者については、一時的に在宅生活が困難な者</u></p> <p>(3) 特に町長が必要と認める者</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

<p>2 <u>前条及び</u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>入居対象者及びショートステイ対象者</u>としないことができる。</p> <p>(1) 感染症の患者であるとき。</p> <p>(2) 疾病又は負傷のため、入院加療が必要なとき。</p> <p>(3) 他の施設の入所決定者と認められたとき。</p> <p>(4) 指定管理者が管理運営上不適当と認めるとき。</p> <p>(<u>定員</u>)</p> <p>第<u>9</u>条 <u>支援住宅の入居及びショートステイ定員は8人とする。</u></p> <p>(<u>入居の承認</u>)</p> <p>第<u>10</u>条 支援住宅の入居対象者で支援住宅に入居しようとする者(以下「<u>入居申請者</u>」という。)は、指定管理者の<u>承認</u>を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の<u>承認</u>をするにあたっては、支援住宅入居者選考委員会(以下「<u>選考委員会</u>」という。)の意見を聴かななければならない。</p> <p>(<u>選考委員会</u>)</p> <p>第<u>11</u>条 前条に規定する入居の<u>承認</u>について審議するため、選考委員会を置く。</p> <p>2 選考委員会は、委員5人で組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱し、又は任命する。</p>	<p>2 (<u>追記</u>)前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>入所対象者</u>としないことができる。</p> <p>(1) 感染症の患者であるとき。</p> <p>(2) 疾病又は負傷のため、入院加療が必要なとき。</p> <p>(3) 他の施設の入所決定者と認められたとき。</p> <p>(4) 指定管理者が管理運営上不適当と認めるとき。</p> <p>(<u>入所定員</u>)</p> <p>第<u>6</u>条 入所定員は、8人とする。</p> <p>(<u>入所の許可</u>)</p> <p>第<u>7</u>条 支援住宅の入所対象者で支援住宅に入所しようとする者(以下「<u>入所申請者</u>」という。)は、指定管理者の<u>許可</u>を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の<u>許可</u>をするにあたっては、支援住宅入所者選考委員会(以下「<u>選考委員会</u>」という。)の意見を聴かななければならない。</p> <p>(<u>選考委員会</u>)</p> <p>第<u>8</u>条 前条に規定する入所の<u>許可</u>について審議するため、選考委員会を置く。</p> <p>2 選考委員会は、委員5人で組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱し、又は任命する。</p>
---	---

<p>(1) 学識経験者 1人  (2) 主管課長 1人  (3) 特別養護老人ホーム施設長 1人  (4) 社会福祉協議会事務局長 1人  (5) 地域包括支援センター職員 1人</p> <p>4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(支援の内容)</p> <p>第12条 支援住宅で<u>行う支援</u>の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>配食サービスの利用に関する調整等</u>  (2) <u>共有設備の管理及び清掃</u>  (3) <u>各種相談、助言及び夜間等緊急時の対応</u></p> <p>(住宅利用料)</p> <p>第13条 第8条に規定する<u>入居の承認を受けた者</u>（以下「<u>入居者</u>」という。）及び<u>ショートステイの承認を受けた者</u>（以下「<u>ショートステイ者</u>」という。）は、次に掲げる<u>住宅利用料</u>を指定管理者に納めなければならない。ただし、月の途中で<u>入居</u>又は<u>退去</u>する場合は、日割計算による。</p> <p>(1) <u>入居者 月額34,000円</u>  (2) <u>ショートステイ者 日額1,133円</u></p>	<p>(1) 学識経験者 1人  (2) 主管課長 1人  (3) 特別養護老人ホーム施設長 1人  (4) 社会福祉協議会事務局長 1人  (5) 地域包括支援センターの職員 1人</p> <p>4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(サービスの内容)</p> <p>第9条 支援住宅で<u>提供できるサービス</u>の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>食事のサービス</u>（修正）  (2) <u>共有スペース、風呂及びトイレの清掃</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 第7条に規定する<u>入所の許可を受けた者</u>（以下「<u>入所者</u>」という。）は、次に掲げる<u>利用料金</u>を指定管理者に納めなければならない。ただし、月の途中で<u>入所</u>又は<u>退所</u>する場合は、日割計算による。</p> <p>(1) <u>入所利用料金 1か月 61,100円</u>  (2) <u>ショートステイ 1日 2,050円</u></p> <p>2 町長は、前項の<u>利用料金</u>を指定管理者の<u>収入</u>として收受さ</p>
--	---

<p>2 町長は、前項の<u>住宅利用料</u>を指定管理者に<u>その</u>収入として收受させる。</p> <p>(<u>住宅利用料</u>の減免又は徴収猶予)</p> <p>第14条 指定管理者は、<u>入居者及びショートステイ者</u> (以下「<u>入居者等</u>」という。)が次の各号のいずれかに該当し、かつ、町長とあらかじめ協議して必要があると認めるときは、前条に規定する<u>住宅利用料</u>を減額若しくは免除し、又は徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 支援住宅の<u>入居者等</u>の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(2) 支援住宅の<u>入居者等</u>が災害等により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるものに準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第15条 <u>入居者等</u>は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに変更又は退去する旨を指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 支援住宅の利用を必要としなくなったとき。</p> <p>(2) 死亡又は転出したとき。</p> <p>(3) 第8条第2項に規定する状態に至ったとき。</p> <p>(明渡し請求)</p> <p>第16条 指定管理者は、<u>入居者等</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p><u>(1) 不正な行為によって入居したとき。</u></p>	<p>せる。</p> <p>(<u>利用料金</u>の減免又は徴収猶予)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、町長とあらかじめ協議して必要があると認めるときは、前条に規定する<u>利用料金</u>を減額若しくは免除し、又は徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 支援住宅の<u>入所者又はその同居者</u>の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(2) 支援住宅の<u>入所者又はその同居者</u>が災害等により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるものに準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第12条 <u>入所者</u>は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに変更又は退所する旨を指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 支援住宅の利用を必要としなくなったとき。</p> <p>(2) 死亡又は転出したとき。</p> <p>(3) 第5条第2項に規定する状態に至ったとき。</p> <p>(明渡し請求)</p> <p>第13条 指定管理者は、<u>入所者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) <u>利用料金</u>を3か月以上滞納したとき。</p>
---	--

<p><u>(2) 住宅利用料</u>を3か月以上滞納したとき。</p> <p><u>(3) 支援住宅の施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。</u></p> <p><u>(4) 正当な理由によらないで引き続き15日以上支援住宅を使用しないとき。</u></p> <p><u>(5) 第8条第2項の規定に該当すると認められる状態となったとき。</u></p> <p><u>(6) 第17条から第19条までの規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(7) 指定管理者が管理運営上不相当と認めるとき。</u></p> <p>2 前項の規定に基づく請求を受けたときは、<u>入居者等</u>は、速やかに当該支援住宅を明け渡さなければならない。</p> <p><u>(迷惑行為等の禁止)</u></p> <p><u>第17条 入居者等は、当該支援住宅の周辺の環境を乱し、又は他の者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(転貸等の禁止)</u></p> <p><u>第18条 入居者等は、居室を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。</u></p> <p><u>(目的外使用)</u></p> <p><u>第19条 入居者等は、居室を居住以外の用途に使用してはならない。</u></p> <p><u>(居室の改修)</u></p> <p><u>第20条 入居者等は、居室を改修してはならない。ただし、入居者等の日常生活上改修が必要不可欠であり、町長の承認を受けた場合については、この限りでない。</u></p>	<p>(2) 支援住宅の施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。</p> <p>2 前項の規定に基づく請求を受けたときは、<u>入所者</u>は、速やかに当該支援住宅を明け渡さなければならない。</p>
--	--

(原状回復)

第21条 入居者等は、支援住宅の施設又は備品を故意に滅失し、又は損傷したときは、原形に復さなければならない。

2 入居者等は、第20条ただし書きの規定により居室を改修した場合は、退去する際に原形に復さなければならない。

3 町長が特別な事情があると認めた場合は、前2項の規定は適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大正町支援住宅の設置及び管理運営に関する条例（平成17年大正町条例第19号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第3条に規定する指定管理者を指定するまでの間、条例中「指定管理者」とあるのは、「町長」とし、第9条第3項第5号中「地域包括支援センター」とあるのは、平成18年3月31日までの間「在宅介護支援センター」とする。

4 この条例の施行の際、現に合併前の条例の規定に基づき、

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大正町支援住宅の設置及び管理運営に関する条例（平成17年大正町条例第19号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第3条に規定する指定管理者を指定するまでの間、条例中「指定管理者」とあるのは、「町長」とし、第9条第3項第5号中「地域包括支援センター」とあるのは、平成18年3月31日までの間「在宅介護支援センター」とする。

4 この条例の施行の際、現に合併前の条例の規定に基づき、

<p>管理を委託している期間中は、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成18年7月3日条例第216号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年9月21日条例第33号） この条例は、平成19年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年2月13日条例第2号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>管理を委託している期間中は、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成18年7月3日条例第216号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年9月21日条例第33号） この条例は、平成19年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年2月13日条例第2号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>
--	---